

保育所等訪問支援事業 とは

保育所等訪問支援は、療育の専門職が保育所・幼稚園・小学校・中学校・学童などを訪問し、障がい児への有効な支援を行うために、状況や環境をアセスメント(情報収集)します。その上で現状の課題を明確にし、具体的な支援の方法を提案していきます。



小学校・中学校



幼稚園・保育園・こども園



乳児院・児童養護施設



学童・児童クラブ

《サービス利用を希望される訪問先での様子》

- ・授業に集中できない。授業中に周囲の迷惑になるような行為をする。
- ・休み時間に、他児とのトラブルが多い。一人であることが多い。
- ・活動から活動への切替がスムーズにできない。時間割りに添った行動ができない。
- ・帰宅後、イライラしたり、泣いたり、怒ったりすることが多い。聞いても説明できない。

《ご利用の流れ》

- ①ご家族から事業所への訪問支援依頼。
- ②ご家族から訪問先へ訪問支援利用の旨を連絡。
- ③訪問支援員より訪問先へ連絡し、日程調整を行う。ご家族にも訪問日をご連絡。
- ④訪問支援員が指定日に訪問支援実施。
⇒訪問先でのアセスメントを行い、その後、訪問先ご担当者様と面談を行う。
- ⑤「アセスメント用紙」「個別の支援計画」作成し、ご家族に報告と支援目標の共通理解を行う。
- ⑥「アセスメント用紙」「個別の支援計画」を訪問先へ送付する。

《サービス料負担について》

□初回サービス負担額 約2000円(単価による変動あり)

⇒月額上限負担4600円、他事業所で4000円負担されている場合

4600円-4000円=600円自己負担

